

成年後見制度利用支援ケース検討会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、成年後見制度の利用を支援する必要があると認められる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者について、情報の共有化を図り、権利擁護の視点から支援方針を検討するためのケース検討会（以下「検討会」という。）を設置することを目的とする。

（検討事項）

第2条 検討会では、次に掲げる事項について検討する。

- （1）対象者に対する支援内容について
- （2）市長申立ての可否について
- （3）成年後見人候補者について
- （4）その他必要事項

（構成）

第3条 検討会の構成員は、次の者をもって充てる。

- （1）高齢福祉課
- （2）障害者自立支援課
- （3）区高齢障害支援課
- （4）千葉市成年後見支援センター

2 前項に掲げる構成員のほか、構成員が必要に応じて他の者を関係者として出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、原則として検討会開催5日前までに関係者の出席者名簿を、事務局へ提出しなければならない。

（事務局）

第4条 検討会の事務を処理するため、原則として高齢福祉課に事務局をおく。

2 事務局は検討会開催後、議事録を作成し、構成員へ送付しなければならない。

（構成員の役割）

第5条 構成員は、原則として検討会開催5日前までに検討資料を事務局へ提出する。

2 構成員は検討されるすべてにおいて積極的に検討し、検討結果を事務局へ明示しなければならない。

（招集）

第6条 検討会は、原則として4月、7月、10月、1月に行い、事務局が招集することができる。

2 前項に掲げる月を除き、緊急に検討が必要な場合には、必要に応じて構成員が事務局に代わり構成員を招集することができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、高齢障害部長が定める。

附則

この要領は、平成18年8月16日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年2月14日から施行する。